

## 暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表

### ● 排除措置

日付	期間	商号又は名称	代表者氏名	所在地	理由
R6.7.11	令和6年7月11日 から 令和8年7月10日まで(24か月間)	北部建設工業	前田 和幸	築上郡吉富町大字幸子243番地3	該事業者の役員等が、暴力的組織の構成員となっており、排除措置の措置要件に該当するものであると県警察本部から通知があったため。

※ 措置期間経過時に事実が継続していた場合、再度の排除措置を講ずる。